

## 第 222 回統計委員会 議事録

1 日 時 令和 7 年 10 月 31 日（金） 11:00～11:44

2 場 所 中央合同庁舎 2 号館 7 階省議室及び Web 会議

3 出席者

### 【委 員】

津谷 典子、西郷 浩、會田 雅人、後藤 玲子、佐藤 香、白塚 重典、菅 幹雄、  
富田 敬子、長谷川 秀司、福田 慎一、二村 真理子、松村 圭一

### 【幹事等】

総務省政策統括官（統計制度担当）、総務省統計局長、総務省統計調査部長  
内閣府経済社会総合研究所次長、内閣府大臣官房政策立案総括審議官、  
日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

### 【事務局（総務省）】

林総務大臣

阪本総務審議官

統計委員会担当室：谷本室長、赤谷次長

政策統括官（統計制度担当）：阿南総務省大臣官房審議官

植松統計企画管理官

4 議 事

- (1) 統計委員会委員の発令、委員長の互選、委員長代理及び部会長の指名等について
- (2) 質問第199号「社会生活基本調査の変更について」

5 議事録

○谷本総務省統計委員会担当室長 それでは、定刻でございますので、ただ今から第222回統計委員会を開催いたします。

私は、本委員会の事務局を担当しております、統計委員会担当室の谷本です。委員長選任まで、議事進行させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、後ほど林芳正総務大臣に御出席いただき、御挨拶をいただく予定しております。

また、本日は、阪本総務審議官にも御出席をいただいております。

なお、本日は、久我委員が御欠席です。

それでは早速ですが、議事の 1 番、統計委員会委員の発令、委員長の互選、委員長代理及び部会長の指名等についてです。資料 1 - 1 を御覧ください。委員、臨時委員及び専門

委員が、本年10月14日付で任命がされております。

続きまして、資料1－2を御覧ください。統計委員会の規定によりまして、評価分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、内閣総理大臣が指名することとされており、10月14日付で内閣総理大臣の指名を受けております。ここに御報告をいたします。

それでは、本委員会の委員長を選任いただきたいと存じます。委員長の選任は、統計法の規定によりまして委員の互選によることとされております。どなたか、御推薦などはございますでしょうか。

それでは、菅委員お願ひいたします。

○菅委員 私から、今期の統計委員会の委員長には、津谷委員を推薦させていただきます。

津谷委員におかれましては、昨年、令和7年国勢調査の調査計画に関する諮問について、人口・社会統計部会長として審議をまとめるなど、公的統計の整備及び改善に大いに貢献してこられました。また前期は、委員長代理として統計委員会における審議の充実に対する貢献が大きく、統計行政に関するこれまでの改善の方向性及び今後の課題等を熟知していらっしゃいます。

このように高い専門知識とともに、強いリーダーシップ及びマネジメント能力を備える津谷委員に委員長を引き受けいただきたく、御推薦申し上げます。是非、皆様の御賛同をお願いいたします。

○谷本総務省統計委員会担当室長 菅委員、ありがとうございました。

ほかに御意見はございますでしょうか。

それでは、會田委員、お願ひいたします。

○會田委員 私も、菅委員の御提案に賛同したいと思います。津谷委員は、統計委員会の経験豊富で、見識も高いということもありますので、是非、委員会の委員長になっていただきたいと思います。

○谷本総務省統計委員会担当室長 會田委員、ありがとうございました。

ただ今、津谷委員を委員長に推薦するという御意見がございました。皆様、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本総務省統計委員会担当室長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

御異議がないようですので、津谷委員に本委員会の委員長をお願いいたしく存じます。

それでは、恐縮ですが、津谷委員におかれましては、委員長席にお移りいただきまして、御就任の御挨拶をいただければと存じます。

また、以降の議事進行は、津谷委員長にお願いをすることといたします。

(津谷委員、委員長席へ移動)

○津谷委員長 ただ今、御指名をいただきました、津谷典子です。どうぞよろしくお願ひいたします。

我が国は、少子高齢化と人口減少、そして経済のグローバル化などに伴う様々な社会経済的变化に直面しております。その中で、公的統計の持つ重要性は増していると感じますと同時に、様々な課題があり、それへの適切な対応が求められているところです。

当委員会は統計法の下、公的統計の整備に関する基本的な計画、通称、基本計画と呼んでおりますが、その着実な策定と実施のための重要な役割を担っております。そして、令和5年度に開始された第IV期基本計画において、本年度はその中間点に当たっております。この計画の掲げる総合的で品質の高い公的統計の適時かつ確実な提供という目的の達成に向けて、現在、重要な時期に差しかかっております。

この目標達成のために、委員の皆様と力を合わせて頑張っていきたいと思っております。お力添えのほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の委員会は、新しいメンバーによる第1回の委員会となります。林芳正総務大臣から御挨拶をいただくことになっております。大臣がお見えになるまで、今しばらくお待ちいただけますでしょうか。

(林総務大臣 入室)

ただ今、林芳正総務大臣がお見えになりました。大臣から御挨拶をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○林総務大臣 それでは、着座のままで失礼させていただきます。

このたび、総務大臣に就任をさせていただきました、林芳正でございます。委員の皆様の改選の後、初となる統計委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

皆様には、学会そして経済界で御活躍をされ、大変多忙の中で委員の重責を担っていたいていることに、厚く御礼を申し上げます。

また、津谷先生におかれでは、このたび委員長に御就任いただき、大変ありがとうございます。

先週、高市内閣が発足いたしましたが、総理が先の所信表明演説で述べておられますが、我が国は物価高、そして人口減少などなど、多岐にわたる経済社会上の課題に直面をしておるところです。これらの課題についてスピード感を持って、様々な政策を力強く推進してまいらなければならないわけです。

そして政策の立案に当たっては、釈迦に説法ですが、この公的統計、これが社会の情報基盤である公的統計は政策の立案に欠かせないものと、こういうふうに思っているところです。昨今は、少し片仮名が多くて怒られることが多いのですが、E B P Mという言葉がありますが、このようなものの基になる統計データ、こういうものがしっかりとおりませんと進めていけないということです。

世の中が変わるスピードは、量的・質的にも大変速くなっていますと、こういうことをよく聞くわけでございまして、まさに今、何が起きているかということをデータ、数字でもって正確に把握をするということが大変重要であるということを、いろいろな役所等の仕事で痛感するところでした。

総理から御指示をいただいた公的統計の総合的な品質向上、これについて中核的な役割を担っていただいているのが、この統計委員会です。皆様方には、それぞれの御専門の見地から御議論いただきながら、品質の高い、そして、ユーザーフレンドリーといいますか、様々なこの統計を使う方にとて役に立つような、こうした統計を実現するために、引き

続きお力をお貸しいただけたらと、こういうふうに思っておるところでございまして、そのことを切にお願い申し上げまして、私からの御挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○津谷委員長 林総務大臣、ありがとうございました。

お話にありましたように、E B P Mのために、良質な、そしてユーザーフレンドリーな公的統計をスピーディーに提供することを目標として、御期待にお応えできるよう、精力的に活動を続けてまいりたいと思います。今後とも、御指導・御鞭撻の程どうぞよろしくお願ひいたします。

林総務大臣におかれましては、ほかに御公務がおありになりますので、ここで御退席となります。本日は委員会に御出席いただき、ありがとうございました。

○林総務大臣 それでは、名残惜しゅうございますが。

○津谷委員長 もう少しお話を聞きしたく存じますが、御公務がおありとのこと。本日は、本当にありがとうございました。

○林総務大臣 それでは、よろしくお願ひします。

○津谷委員長 失礼いたします。

(林総務大臣 退室)

○津谷委員長 それでは、議事を再開いたします前に、新任の委員の皆様から、一言御挨拶をいただきたいと思います。最初に、後藤委員、お願いしてよろしいでしょうか。一言御挨拶をお願ひいたします。

○後藤委員 ありがとうございます。御紹介にあずかりました、茨城大学の後藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

研究者としては、専ら統計を利用するという利用者の立場から、そして地方大学で働く者としては、自治体の職員の方から調査員の募集について御相談いただくこともありますので、そのような観点から、委員会業務に貢献できるよう努めたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○津谷委員長 後藤委員、ありがとうございました。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、次に、長谷川委員、お願ひいたします。

○長谷川委員 金沢学院大学の長谷川です。

実は私は、内閣府の職員をしておりまして、4年前までは事務局側と申しますか、審議協力側で座って、主に統計の作成の立場から、統計委員会に参画させていただきました。今回は立場が変わりますが、公的統計の信頼性、それから利便性、有用性の向上に向けて微力を尽くしてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○津谷委員長 長谷川委員、ありがとうございました。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事を続けたいと思います。

次は、委員長代理の指名です。統計法第49条第3項に、委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理すると規定されております。そこで、委員長代理の指名を行いたいと思います。

私といたしましては、委員長代理は西郷委員にお願いしたいと思いますが、西郷委員お

引き受けいただけますでしょうか。

○西郷委員 謹んでお受けいたします。どうぞよろしくお願ひします。

○津谷委員長 ありがとうございます。西郷委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

西郷委員から、ここで一言御挨拶をいただきたいと思います。

○西郷委員長代理 今、御指名にあずかりました西郷と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私は、もう5年以上前になりますが、1度この統計委員会で委員を務めさせていただいたことがあります。津谷先生とも、そのときに御一緒いたしました。

この5年間はパンデミックをはじめとして、非常に大きな変化が世の中に起きて、統計の対応というのも大変な時期であったと思います。私は、その5年間ずっとこの公的統計の作成の現場から離れておった形になりますので、なかなか最初はキャッチアップするのに時間がかかるとは思いますが、なるべく早く、委員長代理として務めを果たせるように努力してまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○津谷委員長 西郷委員、ありがとうございました。

事務局は、ただ今、私が委員長代理を指名させていただいた内容について資料を作成し、本日の資料として追加して、これをホームページに掲載していただきたいと思います。ただ今、資料が配布されております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、次の議事に移りたいと思います。統計委員会部会設置内規の改正についてです。これは、このたび部会構成について見直しを行いましたので、それに従って提案させていただくものです。

では、事務局から、改正内容の御説明をお願いいたします。

○赤谷統計委員会担当室次長 事務局です。今回の統計委員会部会設置内規の改正案は、企画部会を廃止するものであります。

統計委員会部会設置内規によりまして、企画部会は、統計及び統計制度発達及び改善に関する基本的事項のうち特に重要な事項、基幹統計を作成する機関に対する協力要請に関する事項、3以上の部会に関連する横断的な課題に関する事項、及び他の部会の所掌に属さない事項を所掌することとしております。より具体的には、基本計画の立案、そして統計法施行状況報告に関する審議を行っているところであります。なお、平成28年3月以前は基本計画部会として、同様の機能を有する部会が設置されておりました。

他方で、企画部会に属せられる委員は、統計委員会、この親会の委員と同一でありまして、臨時委員、専門委員は属しておらず、運営上も親会と引き続きの開催、また親会との合同開催の形式でしか開催していないところであります。

こうしたことから、企画部会の所掌する議事を親会として直接処理しても、運営上差し支えないところであります。また、基本計画の立案の審議におきましては、企画部会の下に期間限定でワーキンググループを設置いたしまして、そのワーキンググループで実質的な審議を行っておりましたが、これについても親会に直接ワーキンググループをぶら下げても、運営上、支障がないものと考えられるところであります。基本計画以外の横断的な審議の必要性が生じた場合においても、同様に親会または親会直下のワーキンググループ

設置により対応することが可能と考えられます。

こうした背景を踏まえて、このたび部会設置内規を改正することにより、企画部会を廃止し、親会による直接の審議とする案を提出させていただきました。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○津谷委員長 ありがとうございました。それでは、ただ今の提案につきまして、何か御質問、御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りしたいと思います。統計委員会部会設置内規の改正案につきまして、資料1－3の改正案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○津谷委員長 ありがとうございました。

それでは、案のとおり決定させていただきます。

では次に、部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員並びに部会長の指名をさせていただきたいと思います。

統計委員会令第2条第2項の規定により、部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名するとされております。また、統計委員会令第2条第3項の規定により、部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名するとされております。

それでは、事務局から資料をお配りいただけますでしょうか。

部会長及び部会に属すべき委員、臨時委員、専門委員は、今お配りした資料のとおり指名をいたしたいと思います。事務局は、この資料を本日の資料として追加し、ホームページに掲載していただきたいと思います。よろしくお願ひをいたします。

それでは、次の議事に移りたいと思います。諮問第199号、社会生活基本調査の変更について、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○森政策統括官（統計制度担当）付統計審査官（人口・社会・農林水産統計担当）室統計審査官 総務省政策統括官室で人口・社会系の調査の審査を担当しております森と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

統計委員会の新しい体制の下で初めての諮問となりますので、事前に少し説明させていただきます。

統計法におきましては、国の行政機関が統計調査を行う場合には、基本的に総務大臣の事前の許可が必要とされています。つまり各省庁は、調査を始める前に総務省に申請して、それに対して私どもが審査・承認をする、このような建付けとなっておりまして、特に重要な調査であります基幹統計調査の場合は、統計委員会に事前に相談し、意見を伺うことが原則とされております。

本日、御説明いたします社会生活基本調査ですが、総務省統計局が実施する基幹統計調査でありますて、今般、来年度の実施に向けて、お手元の方に資料2－1と2－2が2つありますが、2－2の1枚目に、統計委員会委員長宛ての諮問文にありますとおり、計画の変更の申請がなされたことを受けまして、この承認の適否を判断するに当たり統計委員

会の御意見をお聴きする、これが今回の諮問の趣旨です。

それでは、資料2－1の概要資料を用いまして、今回の変更内容について説明いたします。

1ページ目を御覧ください。本調査は5年周期で行われておりますが、こちらは前回の計画の概要となります。調査目的も含めまして、本調査を一言で申し上げますと、生活時間に関する大規模な調査と申し上げられるかと思いますが、調査事項の部分にありますとおり、調査実施者が、あらかじめ指定する2日間の行動について、その日は何をしていたかを時間ごとに記録してもらうことが、この調査の主な内容となっております。

都道府県を経由して実施されておりまして、世帯及び世帯員を調査対象に、調査票の配布については調査員が行い、回答については、主にオンライン回答のほか、調査員が回収する方法を探っております。

なお、調査票につきましては、調査票Aと調査票Bの2種類に分けられており、それぞれ対象者を別にして実施されています。

先ほど、あらかじめ指定する2日間の行動について調査すると申しましたが、調査票Aの方は睡眠や食事など、行動の種類が表示されていて、それぞれ時間区分ごとに回答するものでして、一方、調査票Bは国際比較のために利用するものですが、調査票Aのようにあらかじめ設定した行動の種類の記載はなく、行動した内容を自由に記載していただき、後で調査実施者の方で分類して集計するものとなっております。次のページに移ります。

主な利活用について、行政施策や国際比較など大きく3つに分けておりますが、従前からワーク・ライフ・バランス、あるいは男女共同参画などを推進する際の実態や数値目標を提供するなど広く使われておりまして、重要な役割を果たしております。

それでは、ページをおめくりください。それでは、ここから個別の変更内容について説明いたします。

まず、調査対象世帯数の変更です。下の表を御覧ください。調査票A、Bに分けて書いておりますが、調査票Aについては、前回は約8万6,000世帯、そして10歳以上の世帯員約18万3,000人を対象としていましたが、御存じのとおり1世帯当たりの世帯員数は、年々減っております。前回調査から5年経っておりまして、世帯員数の約18万3,000人については変更しないのですが、この人数を確保するため、世帯数を増やすこととし、今回は約8万6,000世帯から約9万世帯に増加する計画です。同様に調査票Bの方も、世帯数のみ増加する計画となっております。

続きまして、次のページです。調査期間、調査方法を変更することが計画されております。

下の図では、調査実施期間や、それぞれのタイミングで何をするかを、色を分けて示した図となっておりまして、図の左側を見ていただくと、グループ①から⑧という記載がありますが、調査対象を分けて、それぞれのグループごとに実施されております。

把握したい特定の2日間、この図では緑色のところについてデータを取るため、それぞれ開始時期をずらして実施しております、階段のような図となっております。上の図が変更前、下の図が変更後を示しておりますが、上下比較して、下の図の方が全体的に右に

伸びていて、全体の調査期間が増えていることが分かると思いますが、個々の内容につきましては、この後別々に説明してまいります。

それでは、次のページに移りますが、まず、オンライン調査の推進といたしまして、オンライン回答期間を延長する計画です。分かりやすいよう、グループ1つを切り取った図で説明いたします。

本調査は、基本的に報告者がオンラインで回答するか、調査員が調査票を回収する形で実施されておりまして、今回赤字のところになりますが、オンライン回答の期間について、前回は3日なのですが、今回は6日に延長し、この回答期間に少なくとも土日が1日含まれるようにする計画です。

その理由ですが、前回の調査にて、オンラインでの回答期限の延長を求める要望があつたこと、さらには、平日は仕事で回答できないため、土日を含めてほしいという要望を踏まえたものとのことです。なお、6日に延ばすに当たって、4日目にはリマインドのためのリーフレットを配布することも計画されております。

次のページに参ります。電子調査票の改善による利便性の向上です。

本調査では、指定する2日間の行動につきまして、時間を追って何をしていましたかということを記録していただくのですが、前回調査からスマートフォン及びタブレットによる回答ができるようになりました。下の図はスマートフォンの画面でして、左のプルダウン方式としているものが、前回の調査のものとなり、食事の時間などを指定した上で、開始時間と終了時間を登録しますが、メニューを押すと図のとおり、真ん中のところですが、プルダウンのメニューが開きます。15分刻みで、ずらっと時間が出ますが、そこから時間を選ぶ方式で、開始時間と終了時間の登録を別々に行う必要がありました。

それを今回はタップ式といっていますが、スマートフォン上で開始時間をタップして固定し、その後同じ画面上で、終了時間をタップして登録できるようにすることです。これによって、利便性と視認性を向上させることとしております。

続きまして、次のページです。郵送回答を可能とすることなどによる回収率の向上です。

郵送回答ですが、自動的に入力事項のチェックできるオンライン回答や、調査票を確認できる調査員回収より、審査・修正が難しく集計除外となる可能性が高かつたことから、前回調査はちょうどコロナ禍でしたが、前回調査では、調査員による回収ができない場合に限定して認めておりました。

一方で回収率については、前々回調査は95%、前回調査で91.9%と低下傾向にあり、全体として回収率低下への対応が必要であるということで、青色の吹き出しのところですが、図のオレンジ色の部分の調査員による回収期間について、これを6日から9日に延長する。そして、回収期間の最終日においても回収が見込めない世帯に限り、赤色の吹き出しの部分ですが、郵送回答を案内することを計画しております。

郵送回答につきましては、繰り返しとなります。オンライン回答や調査員回収より審査の面では精度が落ちてしまいます。これまで対応できてなかったものへの対応、追加対応ということで、少しでも回収率を上げることを目指した変更となっております。

次のスライドに移ります。これまで説明させていただいたオンライン回答期限の延長や

調査員による回収期間の延長により、全体の調査期間を20日から26日に拡大します。報告者に対して、これまでより長く提出期間を設定することで、少しでも回収率を向上させたいといった変更となっております。

続きまして、調査事項の変更です。特定の2日間の生活時間を把握することに加えまして、調査票Aと調査票Bでは、報告者の世帯の属性情報を記入させるほか、調査票Aでは、過去1年間における主な生活行動、具体的には、学習・自己啓発、趣味・娯楽といったものに費やした日数を調べております。今回、趣味・娯楽の中でスポーツ観覧・観戦の調査項目につきまして変更を予定しております。

図を御覧ください。前回調査では、スポーツ観覧・観戦につきまして、現地における直接観戦のみを把握していたのですが、新型コロナの影響で、インターネットなどを使った直接観戦以外の観戦方法が普及したとして、現地以外でのスポーツ観戦を新規追加することとしております。

調査事項の変更はこれだけとなります。

続きまして次のスライドになりますが、集計事項の追加になります。

調査票Bにつきましては、国際比較用として調査しており、行動の内容を自由に記載できると説明しましたが、現在は、EUが作成した49分類の国際標準、HETUSに基づいて分類をし、公表をしております。

しかし、2022年に国連が新しい25種類の国際基準、MHIを策定したことを受けまして、これに基づく集計結果も参考表として公表することが計画されております。なお、参考表にする理由ですが、下の表のとおりHETUSでは食事の準備とされているものが、MHIでは、食事の準備・提供と自家用製品を作ることの2つに分類されています。後者はジャムやチーズを作ることを指しますが、日本の家庭ではあまり一般的でないため、集計可能なサンプルが得られない可能性もあります。そこで今回は、参考表として公表することが計画されております。

続きまして、最後の変更となります。本調査につきましては、調査事項を用いて膨大な集計を行っているのですが、集計事項を増やす計画です。

表でまとめておりますが、幅広い情報の提供といたしまして、①と②の2つ。そして、国際比較可能性の向上としまして、③と④の2つ、計4つの集計事項を増やすこととしておりまして、1つだけ例として挙げますと、国際比較の方の③ですが、「雇用されている人」を集計対象とした生活時間に関する集計について、教育の切り口で集計区分を追加することとし、高校や大学別など最終卒業学校別の行動者平均時間の集計を行うこととしております。

これについては、OECDが同じ区分のデータを整備しており、新たに作成する集計データは、OECDに提供することとされております。

以上が、今回の説明内容でした。

私からの説明は、以上となります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○津谷委員長 御説明ありがとうございました。

本件は、人口・社会統計部会に付託し、その詳細については、同部会で御審議をいただ

くこととしております。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問、御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私から、一言コメントしたいと思います。

この社会生活基本調査は、先ほど生活時間調査であるというご説明がありましたが、5年に1度実施され、生活時間の配分や自由時間における主な活動など、国民の社会生活の実態を把握するための大変重要な調査です。

今回の申請では、オンライン回答期間を延長して土日を含めることや、オンライン回答のさらなる推進のために電子調査票を改善すること、そして一部の世帯において、郵送回答を可能とする追加的な措置などが計画されております。

近年の調査環境の悪化と申しましょうか、調査実施の困難さが増していることを考えますと、回収率の向上のため、また調査員の負担軽減のため、調査方法を改善していくことは、大変重要かつ必要なことであると考えます。

佐藤部会長をはじめ、今回、人口・社会統計部会に所属される委員の皆様、御審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日用意しました議題は以上です。

本日の議事録は、委員の皆様に御確認いただいた上で、統計委員会運営規則第5条の規定に基づき、委員会に報告をするものとされており、ホームページに公開するという形で代えさせていただきたいと思います。

それでは、次回の委員会の日程について、事務局から御連絡をお願いいたします。

○谷本総務省統計委員会担当室長 本日は、御審議ありがとうございました。

次回の委員会につきましては調整中ですので、日時・場所につきましては、別途御連絡申し上げます。

事務局からは以上です。

○津谷委員長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第222回統計委員会を終了いたします。本日はお忙しい中、御参加いただきありがとうございました。